

取扱職種の範囲等の明示書

事業所名：光龍事務所
有料職業紹介事業許可番号(09-ユ-300316)

職業安定法第 32 条の 13 及び職業安定法施行規則第 24 条の 5 により、下記項目を明示します。

記

1. 取扱職種の範囲等

- ・取扱職種：全職種
- ・地 域：国内・国外

2. 手数料に関する事項

- (1) 求職者から徴収する手数料等はありません。
- (2) 求人者から徴収する手数料等については以下に掲げる手数料表（消費税を除く）のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額
求人・求職の申し込みを受理した時以降、求人・求職者に提供する紹介サービス及び求人と求職の照合等の紹介サービスに付随するサービス	[成功報酬] 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 50% 但し、当該報酬のパーセンテージは上限であり、具体的に適用される成功報酬のパーセンテージは個別の契約による 手数料負担者は求人者とする
求人の充足を容易にするための求人者に対する専門的な相談・助言	[成功報酬] 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 50% 但し、当該報酬のパーセンテージは上限であり、具体的に適用される成功報酬のパーセンテージは個別の契約による 手数料負担者は求人者とする
特定の条件による特別の求職者の開拓やそのための調査・探索	[着手金] 採用されることになる者に支払われることになる年間賃金の 50% 但し、当該着手金のパーセンテージは上限であり、具体的に適用される成功報酬のパーセンテージは個別の契約による [調査・探索活動費] 1 日 円 1時間 3,000円 [成功報酬] 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 50% 但し、当該報酬のパーセンテージは上限であり、具体的に適用される成功報酬のパーセンテージは個別の契約による 手数料負担は求人者及び関係雇用主とする
就職を容易にするための求職者に対する専門的な相談・助言	[成功報酬] 職業紹介が成功した場合における当該求職者の年間賃金の 50% 但し、当該報酬のパーセンテージは上限であり、具体的に適用される成

	功報酬のパーセンテージは個別の契約による 手数料負担は求人者及び関係雇用主とする
--	---

※上記手数料には消費税は含まれておりません。別途加算します。

3. 苦情の処理に関する事項

求職者又は求人者からの苦情の申出があった場合は、職業安定機関と連携を図りつつ、誠意をもって対応いたします。

苦情申出先：光龍事務所

職業紹介責任者 趙 光龍(連絡先：080-5115-8247)

4. 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱いに関する事項

当事業所は、求職者又は求人者から開示され、もしくは知り得た個人的な情報は「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報適正管理規程」は以下のとおりです。

＜個人情報適正管理規程＞

第1条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は人材紹介事業部・マッチング部・サービスエージェン
ト部の職員とする。個人情報取扱責任者は職業紹介責任者坪根織衣とする。

第2条 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う第1条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに
関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回
は職業紹介責任者講習会を受講するものとする。

第3条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求
に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。
さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ。）の請求があったときは、当該請求が客観的事
実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に係る取扱
いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

第4条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦
情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処
理の担当者は、職業紹介責任者坪根織衣とする。

5. 返戻金制度に関する事項

当事業所は、返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に手数料の一部を払戻する制度）
は以下のとおり設定しています。

- ・就業開始後 1 ヶ月以内の自己都合退職：100%払戻
- ・就業開始後 3 ヶ月以内の自己都合退職：70%払戻
- ・就業開始後 6 ヶ月以内の自己都合退職：50%払戻
- ・就業開始後 10 ヶ月以降の自己都合退職：返戻金なし

以上